

○えびの市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱

平成30年3月27日
えびの市告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、大学等の卒業後において市内に居住し、かつ、市内で就業又は起業する者が、当該大学等の修学のために貸与を受けた奨学金を返還することに対し、予算の範囲内で、えびの市若者定住促進奨学金返還補助金を交付することにより、若者の定住促進及び市内事業所等への就業を促進するため、えびの市補助金等交付規則（昭和51年えびの市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、国又は地方公共団体の職員となった者を除く。

- (1) 大学等に進学するに当たり、奨学金の貸与を受けた者で、その返還期間が5年以上であること。
- (2) 補助金の交付を初めて申請する日現在において30歳以下であること。
- (3) 市内に住所を有する者であつて、当該住所が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されており、かつ、補助金の交付を初めて申請する日から5年以上本市に居住する意思があること。
- (4) 大学等を卒業後に期間の定めのない労働契約を締結している労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じ所定労働時間の労働者に限る。）として市内の事業所等に就職した者で、補助金の交付を初めて申請する日から5年以上継続して就業する見込みがあること、又は大学等を卒業後に市内で起業した者で、補助金の交付を初めて申請する日から5年以上継続して事業を継続する見込みがあること。
- (5) 他に奨学金返還に係る補助を受けていないこと。
- (6) 市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を初めて申請する日が、市内で就業開始後2年を経過している者又は市内で起業後2年を経過している者は、対象としない。

(対象となる奨学金)

第4条 補助金の交付の対象となる奨学金は、返還義務のある次に掲げる奨学金とする。

- (1) 日本学生支援機構奨学金
- (2) あしなが育英会奨学金

- (3) 交通遺児育英会奨学金
 - (4) 県又は市町村が貸与する奨学金
 - (5) その他市長が対象と認める奨学金
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、年額144,000円以内とし、5年総額で720,000円を限度として交付することができるものとする。ただし、返還金額（利子を含む。以下同じ。）が限度額を下回る場合は、その金額とする。

2 補助金の交付を初めて申請する日から5年を経過する日までに、第3条第1項第3号又は第4号に掲げる要件を満たさなくなった場合は、その要件を満たさなくなった日の属する年度の補助金は交付しない。この場合において、交付済の補助金についての返還は、求めないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、えびの市若者定住促進奨学金返還補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するものの写し
- (2) 返還金額及び返還期間を証するものの写し
- (3) 就業先が発行する、えびの市若者定住促進奨学金返還補助事業就業証明書（別記様式第2号）又は市内で起業したことを証する書類（開業届出書等）の写し
- (4) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (5) その他市長が必要とする書類

(交付の決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び調査を行い、補助金を交付すべきものと決定したときは、申請者に対してえびの市若者定住促進奨学金返還補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとし、補助を行わないと決定したときは、その理由を付してえびの市若者定住促進奨学金返還補助金交付却下通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条により交付の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、えびの市若者定住促進奨学金返還補助金変更交付申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を初めて申請した日から5年を経過する日までに市内に住所を有しなくなったとき、又は補助金の交付を初めて申請した日から5年を経過する日までに離職したとき。
- (2) 奨学金の返還猶予又は免除を受けたとき。
- (3) その他申請内容に変更が生じたとき。

2 前項の規定により補助事業の内容を変更した場合は、えびの市若者定住促進奨学金返還補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、当該年度の3月末日までにえびの市若者定住促進奨学金返還補助金実績報告書（別記様式第8号）に、奨学金の1年間分（申請のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月末日までに納付した分）の納付が確認できる書類を添えて、提出するものとする。

2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、えびの市若者定住促進奨学金返還補助金交付決定通知書（別記様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助対象者は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかにえびの市若者定住促進奨学金返還補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（支払方法）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、支払請求を受けた日から30日以内に確定払により補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

（2） 規則第5条各号に掲げるもの

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、速やかにえびの市若者定住促進奨学金返還補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条により決定を取り消したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。